聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月29日

聖籠町長 西 脇 道 夫

## 聖籠町規則第14号

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険税条例施行規則(昭和56年聖籠町規則第7号)の一部を 次のように改正する。

別記様式第2号(特徴開始)を次のように改める。

					Śŧ	л п	
							聖施町長
年度分国民制 世帯主氏名	<b>I</b> 康保険税 仮故	以額を求す	のとおり決定しました。	りで通期しまっ	r.		
生年月日				性別		保険証番号	
==16(3.5153							
促微収決定順			19				
Section Section 1			1000				
年間保険税額	14	x-	1 別あたりの仮徴収額		2月分と同		別徴収されます。
年間保険税額 - 間保険税に 1/6	円 をかけた額 (た)	×-	1 到あたりの仮微収額 円未満切捨)が年金支衫	P)	2月分と同i 年度	質の保険税が特	
間保険税に1/6	をかけた類(たり	s− S L 100 P		P)	2月分と同i 年度	前の保険税が特 仮微収額 =	別徴収されます。
間保険税に1/6		s− S L 100 P	円未満切拾)が年金支着	P)	2月分と同i 年度 ききれます。	前の保険税が特 仮微収額 =	別徴収されます。
間保険税に 1/6 年度 特別部	をかけた額(た) 収 月別収削収割	к— E L 100 P	9未満切怙)が早金支紅 松月	P)	2月分と同3 年度 8されます。 保険級前板	質の保険税が特 仮徴収額 = 方出等	別徴収されます。
開保険税に1/6 年度 特別部 徴収額	をかけた額(た) 収 月別収削収割	x- EL 100 P fi 年金女	9未満切怙)が早金支紅 松月	P)	2月分と同 年度 きされます。 保険級納税 関収方法	質の保険税が特 仮徴収額 = 方出等	別徴収されます。
間保険税に 1/6 年度 特別商 徴収額	をかけた額(た) 収 月頃仮徴収額 仮徴収額	x- EL 100 P fi 年金女	円未満切捨)が平金支着 格月	P)	2月分と同3 年度 きされます。 保険契納税 機収方法 特別做収	質の保険税が特 仮徴収額 = 方出等	別徴収されます。
開降機保に1/6 年度 特別的 酸収額 4月	をかけた額(た) 収 月頃仮徴収額 仮徴収額	※一 E L 100 P fi 年金支 4 月	円未満切捨)が平金支着 格月	P)	2月分と同 年度 きされます。 保険税納税 関収方法 特別徴収 報務者	質の保険税が特 仮徴収額 = 方出等	別徴収されます。
開降機保に1/6 年度 特別的 酸収額 4月	をかけた頭(たた 取 円別仮節収割 仮徴収割 円	※一 E L 100 P fi 年金支 4 月	円未満切捨)が年金支利 - - - - - - - - - - - - -	P)	2月分と同 年度 きされます。 保険収納税 微収方法 特別飲収 義務者 特別飲収	質の保険税が特 仮徴収額 = 方出等	別徴収されます。
間降極紀に1/6 年度 特別的 敬収額 4月 6月 8月	をかけた頭(たた (収 月別仮節収算 仮徴収額 円	x- EL 100 P fi 年金文 4 月 6 月	円未満切捨)が年金支利 - - - - - - - - - - - - -	P)	2月分と同 年度 まされます。 保険契納税 機収方法 特別徴収 義務者 特別徴収 対象年金	群の保険税が特 投微収額 - 方法等 特別徴収	別徴収されます。
間降阪税に 1/6   年度 特別額   歳収額   4 円   6 月	をかけた頭(たた 取 円別仮節収割 仮徴収割 円	x- EL 100 P fi 年金文 4 月 6 月	円未満切捨)が年金支利 - - - - - - - - - - - - -	P)	2月分と同 年度 まされます。 保険収納板 機収方法 特別做収 報務者 特別徴収 対象年金 特別做収 特別做収 対象年金 特別做収	群の保険税が特 投微収額 - 方法等 特別徴収	別徴収されます。

## 国民健康保険税について

- 1 課税の根拠等 (1) この通知書
- 課院の状態等)。この通知書は、地方規法(以下「法」という。)第2条及び第703条の4・第706条の2至びに塩酸可国民權 財保険程条例の規定に基づいて課税しています。 )この納民選知書に記載された算定の基礎となる年間保険税額は、前年度の国民健康保険税額であり、また通知書に 記載された貨幣収額は、年間保険税額を当該年度の年金定期支払回数で除して得た額(または、前年度の2月分の税 物におおった場所の計
- の2の規定の例によってその過剰額を進行し、又は末納に係る額収金に充当します。 2 管促および御納処分

毎年ペイン学問題を ・ 他相談までに税金を完勢しないために菩提を受けますと、智能状が発送された日から起算して、10日を経過した 日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、層納処分を受けることになります。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に法で定め

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。